

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件八件
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件五件
- 宅地造成等規制法により造成宅地防災区域を指定する件
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件四件
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件
- 随意契約の相手方を決定した件

七 〇 二 三 三

## 告 示

### 福島県告示第七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年一月十一日から同年五月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドール神明通り店 福島県会津若松市中町三百五十番ほか

### 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社小池

代表取締役 小池 伸典

（変更後）株式会社小池

代表取締役 小池 信介

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）別紙書面のとおり

（変更後）別紙書面のとおり

### 三 変更した年月日

- 1 平成二十四年七月二日

- 2 別紙書面のとおり

### 四 届出年月日

- 平成二十四年十二月二十一日

### 五 届出をした者

- 株式会社小池

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年一月十一日から同年五月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドール門田店 福島県会津若松市東年貢一丁目四十四ほか

### 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社小池

代表取締役 小池 伸典

（変更後）株式会社小池

代表取締役 小池 信介

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）別紙書面のとおり

（変更後）別紙書面のとおり

### 三 変更した年月日

- 1 平成二十四年七月二日

- 2 別紙書面のとおり

### 四 届出年月日

- 平成二十四年十二月二十一日

### 五 届出をした者

- 株式会社小池

〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第九号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年一月十一日から同年五月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール会津アピオ店 福島県会津若松市インター西百十六番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 伸典

(変更後) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十四年七月二日

四 届出年月日

平成二十四年十二月二十一日

五 届出をした者

株式会社小池

〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第十号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年一月十一日から同年五月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 伸典

(変更後) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十四年七月二日

四 届出年月日

平成二十四年十二月二十一日

五 届出をした者

株式会社小池

〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第十一号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年一月十一日から同年五月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

二 変更した事項

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール坂下中央店 福島県河沼郡会津坂下町古町川尻三百八十六の一ほか

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

平成二十四年七月二日

四 届出年月日

平成二十四年十二月二十一日  
届出をした者

田中商事株式会社

〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

#### 福島県告示第十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年一月十一日から同年五月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び猪苗代町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール猪苗代店 福島県耶麻郡猪苗代町字芦原五十四ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 伸典

(変更後) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十四年七月二日

2 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十四年十二月二十一日

五 届出をした者

株式会社小池

〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

#### 福島県告示第十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年一月十一日から同年五月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福

島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール河東ショッピングセンター 福島県会津若松市河東町南高野字向原

一の一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

平成二十四年七月二日

四 届出年月日

平成二十四年十二月二十一日

五 届出をした者

株式会社小池

〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

#### 福島県告示第十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年一月十一日から同年五月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津美里町本郷庁舎商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール美里店 福島県大沼郡会津美里町字高田前川原三千五百七十番地ほか二十五筆

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) リオン・ドール美里店

(変更後) リオン・ドール美里店

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 伸典

(変更後) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

3 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十四年二月一日

2 平成二十四年七月二日

3 別紙書面のとおり

四 届出年月日 平成二十四年十二月二十一日

五 届出をした者

株式会社小池

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

**福島県告示第十五号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年一月十一日から同年二月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド福島南店 福島県福島市太平寺字増屋敷五十四ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

**福島県告示第十六号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年一月十一日から同年二月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター喜多方店 福島県喜多方市関柴町上高嶺字前田十六番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第十七号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年一月十一日から同年二月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル笹谷店 福島県福島市笹谷字南田三番地一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第十八号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年一月十一日から同年二月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヨークベニマル佐糠店 福島県いわき市佐糠町八反田九十一の一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第十九号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年一月十一日から同年二月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづく

り課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ喜多方店 福島県喜多方市関柴町西勝字清水尻四百八十番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十号

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二十条第一項の規定により、造成宅地防災区域を次のとおり指定する。  
平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区 域	区域の範囲
矢祭ニュータウン	東白川郡矢祭町大字小田川字中山	次の図のとおり

(「次の図は」省略し、その図面を福島県土木部建築指導課、福島県南建設事務所建築住宅課及び矢祭町役場にそれぞれ備え置いて縦覧に供する。)

(建築指導課)

公 告

公告第八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十二月二十六日
- 二 名称  
特定非営利活動法人伊達市民活動支援協議会
- 三 代表者の氏名  
三浦 正一
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県伊達市梁川町字伝樋十七番地一
- 五 定款に記載された目的

この法人は、伊達市の地域諸課題解決のために必要と思われる市民活動に自ら取り組みほか、同様に地域課題に取り組んでいる市民団体、ボランティア団体、NPO法人等の市民活動を促進するため、その支援活動を積極的に行うことで、市民の手による健全で持続可能な地域づくりを、伊達市において実現することを目的とする。  
(文化振興課)

公告第九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十二月二十六日
- 二 名称  
特定非営利活動法人浮船の里
- 三 代表者の氏名  
久米 静香
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県南相馬市小高区大井字深町七十六番地
- 五 定款に記載された目的

この法人は、東日本大震災の被災地の人々を始めとする一般市民に対して、時間の経過とともに必要とされる状況に応じた被災地復興支援事業及び地域に根差した活動等を被災地の行政組織・既存の団体と連携して行うことで少しでも早く被災地が復興していくことを目指し、広く公益に寄与することを目的とする。  
(文化振興課)

公告第十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十二月二十七日
- 二 名称  
特定非営利活動法人食のかけはし
- 三 代表者の氏名  
梅津 健藏
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市庄野字太夫五郎内後一番地の一



五 定款に記載された目的

この法人は、市民及び企業等、地域社会を構成する個人、組織に対して食の安全安心や健康福祉の増進、更には地域活性化を図るため、東北及び北海道管内の農林漁業者と市民及び企業の交流を促進し、農産物の供給や都市と地方の人的交流、人材育成を目標とする周辺教育環境整備への支援事業及び共働・連携事業を行うことによつて、農山漁村又は中山間地域の振興、社会教育を提供する場の実現、雇用問題の解決などに貢献し、地域経済の発展、農林漁業の6次産業化の促進等により若者や高齢者、又は女性が希望を持つて就業する事が出来る活力ある社会の構築を目指すことを目的とする。

(文化振興課)

公告第十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十二月二十七日

二 名称

特定非営利活動法人青空保育たけの子

三 代表者の氏名

邊見 妙子

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市鳥谷野字芝切四十一番地の三

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県と山形県に住む十八歳未満の子どもたちが自然の中で豊かに遊び活動し、人として大切な五感を磨き生きる力を育みその子らしく成長していくことを見守り、その子どもたちを取り巻く大人も子どもと共に成長することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十二月二十一日

二 名称

特定非営利活動法人MMサポートセンター

代表者の氏名

谷地 ミヨ子

三 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市鹿島区小池字原畑百二十三番地

四 定款に記載された目的

この法人は、特別な支援を必要とする児・者及び障がい児・者(軽度発達障がい、及びその疑いも含む。)(以下、「特別な支援を必要とする児・者」という。)(一)に対する療育、検査、及び家族への支援と、教育、福祉、保健、医療、就労、生活全般の現場において児・者に接する支援者に対しての相談と援助に関する事業を行い、子どもの健全育成をはかり、地域の障がい児・者福祉の貢献に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務(中間処理)について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第一項の規定により公告する。

平成25年1月11日

福島県北流域下水道建設事務所長 小澤 尚 晴

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

脱水汚泥収集運搬及び処分業務(中間処理) 1,210 t

2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地

福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年11月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エコ計画 埼玉県さいたま市桜区田島八丁目4番16号

5 随意契約に係る契約金額

脱水汚泥1 t当たり52,500円

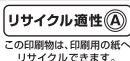
6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とすることとした理由

特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

印刷所 福島県 株式会社 第一印刷